

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会の情報公開に関する規程

(目 的)

第1条 この要綱は、南アルプス市情報公開条例（平成15年南アルプス市条例第12号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨にのっとり、公益財団法人南アルプス市体育協会（以下「本会」という。）が保有する文書の公開及び提供に関して必要な事項を定めることにより、本会の行う事業について市民の理解を一段と深め、公正で開かれた本会の運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「文書」とは、本会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）から出力又は採録されたものであって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(責 務)

第3条 本会は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限に配慮しなければならない。

2 この要綱の定めるところにより文書の公開の申出をしようとする者は、情報公開条例の趣旨にのっとりこの制度の適正な利用に努めなければならない。

(公開の申出ができるもの)

第4条 次に掲げるものは、本会に対して文書の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る文書の公開に限る。)を請求することができる。

(1) 市の区域内に住所を有する者

(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市の区域内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開申出の手続)

第5条 前条の規定に基づく公開の申出（以下「公開申出」という。）は、本会に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開申出書」という。）を提出してしなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体

にあつてはその代表者の氏名

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの そのものが有する利害を示す書面

(3) 公文書の名称その他公開申出に係る文書を特定するために必要な事項

2 本会は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(文書の公開義務)

第6条 本会は、公開申出があつたときは、公開申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は南アルプス市の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（本会並びに南アルプス市、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 本会並びに南アルプス市、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本会又は南アルプス市、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会又は南アルプス市、国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 南アルプス市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 本会は、公開申出に係る文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 本会は、公開申出に係る文書に非公開情報（第6条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開申出をした者に対し、当該文書を公開することができる。

(文書の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、本会は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 本会は、公開申出に係る文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨及び公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 本会は、公開申出に係る文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 本会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開申出があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、乙は、公開申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開申出に係る文書が著しく大量であるため、公開申出があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、本会は、公開申出に係る文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、第1項に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの文書について公開決定等を行う期限

（第三者保護の意見徴収等）

第12条 公開申出に係る文書に当該公開申出に係る本会及び公開申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、本会は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る文書の表示その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る文書の表示その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている文書を公開しようとする場合であって当該情報が第6条第1号イ又は第6条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 本会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本会は、公開決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第13条 文書の公開は、文書の公開をすることと決定された文書を保管している事務所の所在地において、本会が第10条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

2 文書の公開は、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による文書の公開にあつては、本会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(他制度との調整)

第14条 本会は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書については、文書の公開は行わない。

(費用負担)

第15条 第5条の規定による文書の公開の申出をして、文書の写しの交付を受けるものは、本会が別に定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(異議の申出等)

第16条 公開決定等について不服のある者は、公開決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、本会に対し異議の申出をすることができる。

2 前項の異議の申出は、書面を提出してしなければならない。

3 本会は、第1項の異議の申出があつたときは、南アルプス市の意見を聴いて、当該異議の申出に回答しなければならない。

(南アルプス市長への説明等)

第17条 本会は、南アルプス市長から意見を聴くために必要と認める文書の閲覧、役職員に対する意見聴取等を求められた場合には、これらに応じるものとする。

(文書の管理)

第18条 本会は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

2 本会は、文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

(情報提供に関する施策の充実)

第19条 本会は、この要綱に定める文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、本会に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に入手するこ

とができるよう、情報公開の総合的な推進を図らなければならない。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規程は、この規程の施行の日後に本会が作成し、又は取得した文書について、適用する。